

公益財団法人 日本サッカー協会  
2024 年度 臨時評議員会

2024 年 12 月 21 日

決議事項

1. 評議員 3 名選任の件

以下の 3 名の評議員を選任したい。

(1) 一般財団法人静岡県サッカー協会

退任した評議員：大石剛（おおいし・ごう）前会長

選任する評議員：大榎克己（おおえのき・かつみ）会長

(2) 一般財団法人岡山県サッカー協会

退任した評議員：番場伸幸（ばんば・のぶゆき）前専務理事

選任する評議員：西脇和治（にしわき・かずはる）専務理事

(3) 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ

退任した評議員：大内智重子（おおうち・ちえこ）前理事

選任する評議員：海堀あゆみ（かいほり・あゆみ）理事

なお、任期の満了前に退任した評議員に代わって選任する評議員の任期は、定款第 18 条第 2 項の規定により、退任する評議員の任期満了の時までとなるため、2026 年度に関する定時評議員会（2027 年 3 月）の終結の時までとなる。

2. 加盟団体認定の件

特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」）日本サッカー指導者協会が法人格を一般社団法人に変更したことに伴い、加盟団体規則に基づき、新たに一般社団法人日本サッカー指導者協会を加盟団体（関連団体）として認定することについて理事会で協議した。その結果、加盟団体規則第 14 条第 2 項の要件を満たすことが確認できたことから、一般社団法人日本サッカー指導者協会を加盟団体（関連団体）として認定したい。

なお、加盟団体規則第 14 条第 4 項の規定に基づき、評議員会において特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって決議されなければならない。

■ 日本サッカー指導者協会について

2015 年 9 月、サッカー指導者の育成と指導環境の整備を目的に NPO 法人として設立され、研修や広報活動を通じて指導者の育成を推進。2020 年からは JFA の指導者養成事業の一部を受託。2024 年 2 月に一般社団法人を設立し、同年 5 月に NPO 法人から事業を譲渡され活動を継続している。

NPO 法人は同年 6 月に解散。

■ 日本サッカー指導者協会を加盟団体認定することの背景

NPO 法人日本サッカー指導者協会は、2019 年 7 月に加盟団体に認定され、その地位を継続してき

た。2024年2月、事業拡大や運営効率化等を目的に一般社団法人日本サッカー指導者協会を設立し、同年5月にNPO法人から一般社団法人への事業譲渡を完了。これに伴い、加盟団体規則に基づき、新たな加盟団体として認定する必要があるため。

### ■ 認定要件の確認

日本サッカー指導者協会より提出された定款等の書類に基づき、加盟団体規則第14条第2項の要件を満たしていることを確認。また、事業譲渡契約により、NPO法人から営業上有益で必要な全ての事業が全面的に譲渡され、事業の継承および継続が適切に図られていること、さらに役員構成に大きな変更はないことが確認された。

認定要件：

- (1) 唯一の統括団体であること
- (2) 独立性が担保されていること
- (3) 法人格を取得していること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 各種の規程及び書類が整備され、事務局に備え付けられていること
- (6) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する団体であること

### 【参考：評議員推薦加盟団体認定について】

NPO法人日本サッカー指導者協会は、評議員推薦加盟団体でもあるため、この度の法人格変更に伴い、新たな法人についても評議員推薦加盟団体に認定する必要がある。そのためには、評議員認定加盟団体規則第3条第2項を満たす必要があるため、経過確認期間を3ヶ月と定め、2025年3月開催の理事会および評議員会に付議する予定である。

認定要件：

- (1) 本協会の加盟団体であること
- (2) 本協会への加盟後、一定期間について、関連法令を遵守し、健全な組織運営がなされていること
- (3) 日本サッカー界において重要なステークホルダーの利益を代表する関連団体であること
- (4) 目的及び事業内容が、サッカーの普及及び発展に資すると認められること
- (5) 加盟団体規則第14条第2項各号に定める要件を満たしていること

なお、一定期間を3ヶ月とする妥当性については以下の通り。

#### ◆事業及び組織運営実態の継続性

新法人はNPO法人から事業の全てを譲渡された法人であり、運営実態は実質的に同一である。そのため、NPO法人期の法令遵守状況を加味、考慮することについて差し支えないと判断。

#### ◆運営期間の妥当性

事業譲渡の効力発生日は2024年5月27日であり、2025年3月末までの期間を経れば、新法人として約10ヶ月の運営状況を確認できる。

### 3. 定款変更の件

以下の通り、定款を変更したい。

なお、附則第5項の変更については、第2号議案において、一般社団法人日本サッカー指導者協会の加盟団体認定が前提となる。

#### ■附則第5項

(変更前)

5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。

(1)～(4) (略)

(5) 関連団体

- ① 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- ② 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- ③ 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会
- ④ 一般社団法人日本サッカー審判協会

(変更後)

5. 次に掲げる団体は、第7条の規定にかかわらず、この法人の加盟団体とする。

(1)～(4) (略)

(5) 関連団体

- ① 一般社団法人日本プロサッカー選手会
- ② 一般社団法人日本障がい者サッカー連盟
- ③ 一般社団法人日本サッカー指導者協会
- ④ 一般社団法人日本サッカー審判協会

#### ■附則第6項

(変更前)

6. 次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

(1)～(15) 省略

(16) 特定非営利活動法人日本サッカー指導者協会

(変更後)

6. 次に掲げる団体は、この法人の評議員推薦加盟団体とする。

(1)～(15) 省略

(16) 削除